

## 指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定申請に係る手続き

### 1 指定の要件

- 申請者が法人であること
- 事業所の指定基準を満たすこと
- 適正な事業の運営が見込めること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

指定を受けようとする事業者には、これらの要件を満たしていただく必要があります。

### 2 指定基準

以下の3つの視点から、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の人員及び運営に関する基準（以下「基準」という）」が定められています。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項等、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

#### （1）人員基準

##### ①管理者 1名

- ・原則として専従です。ただし、管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができます。

##### ②相談支援専門員 1名以上

- ・原則として専従です。ただし、計画相談支援業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務又は他の事業所、施設等の業務に従事することができます。
- ・常勤／非常勤の別は問いません。

「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことを言います。

#### ★兼務できる業務、できない業務

- できる …… 管理者 + 相談支援専門員
- × できない …… 相談支援専門員 + サービス管理責任者  
相談支援専門員 + 児童発達支援管理責任者  
相談支援専門員 + サービス提供責任者

<相談支援専門員となるための要件>

ア 相談支援従事者研修の受講

都道府県が実施する相談支援従事者研修の全日程を受講し、修了していることが必要です。ただし、過去に障害者ケアマネジメント従事者初任者研修を修了し、障害者自立支援法における相談支援従事者初任者研修（1日研修）を受講した方も対象となります。

※ 初任者研修の受講修了年度の翌年度から5年に1回以上、相談支援従事者現任研修を受講することが必要です。

イ 実務経験

従事した業務内容に応じて、通算勤務年数が決まっています。（別紙参照）

(2) 設備基準

①事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいです。ただし、間仕切りする等他の事業に利用する部分と明確に区分される場合は、他の事業と同じ事務室であっても差し支えありません。

②受付等のスペースの確保

事務室又は指定相談支援の事業を行うための区画については、利用申し込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保します。また相談のためのスペース等は、利用者等が直接出入りできる等利用しやすい構造とします。

③設備及び備品等

指定相談支援に必要な設備及び備品等を確保します。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、それぞれの事業の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

※ 事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

相談支援専門員の要件となる実務経験等

1 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- (1) 第1の期間が通算して3年以上である者
- (2) 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上ある者
- (3) 第4の期間が通算して10年以上である者
- (4) 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者
  - ※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上
  - ※ 3年以上（540日以上）、5年以上（900日以上）、10年以上（1800日以上）

2 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、イ又はロに掲げる者として相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従事者

第2 イ又はロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者

ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者

ニ 保険医療機関の従業者（社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者の期間が1年以上の者に該当する者）

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等（※1）が、介護等の業務（身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務）に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
- ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従事者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

（※1）社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者